

「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」等について

R7.5.16

1. 届出の概要

この届出は、要介護・要支援の認定を受けた方が、現物給付（費用の1割・2割または3割相当額を負担し居宅サービス等を受けること）により居宅サービス等を利用するため、実際に居宅サービス等を利用する前に、利用者が契約した居宅介護支援事業所等を市へ届け出るためのものです。

2. 根拠法令

介護保険法 第41条、第46条

介護保険法施行規則 第64条、第77条

3. 届出が必要なとき

(1)事業対象者

- ・基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当したとき
- ・担当する地域包括支援センターが変更となったとき（転居等）
- ・要支援者が事業対象者となったとき

(2)要支援の認定を受けた方

- ・「総合事業・介護予防サービス」を受けようとするとき
- ・「介護予防小規模多機能型居宅介護」を受けようとするとき
- ・状態像の変化等により介護区分に変更が生じたとき

（例：事業対象者→要支援、要介護→要支援）

※事業対象者が要支援者となり、同一の地域包括支援センターが引き続き担当する場合であっても、届出が必要です。

(3)要介護の認定を受けた方

- ・「居宅サービス」等を受けようとするとき
- ・「小規模多機能型居宅介護」又は「看護小規模多機能型居宅介護」を受けようとするとき
- ・状態像の変化等により介護区分に変更が生じたとき

（例：事業対象者→要介護、要支援→要介護）

※「介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所」が担当する要支援者が要介護者となり、引き続き当該居宅介護支援事業所が担当する場合であっても、届出が必要です。

4. 届出の種類

(1)介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

- ・事業対象者又は要支援の認定を受けた方が、地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントを依頼する場合に届け出るもの
- ・要支援の認定を受けた方が、介護予防支援事業所等（地域包括支援センター・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所）に介護予防サービス計画の作成を依頼する場合に届け出るもの

(2)居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

- ・要介護の認定を受けた方が居宅介護支援事業所等（居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所）に居宅サービス計画の作成を依頼する場合に届け出るもの

5. 届出に必要なもの

(1)事業対象者・要支援の認定を受けた方

- ・介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書
- ・介護保険被保険者証

※新たに事業対象に該当した方は、「基本チェックリスト」の提出も必要です。

(2)要介護の認定を受けた方

- ・居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
- ・介護保険被保険者証

※認定申請中の場合は、(1)及び(2)いずれの場合も介護保険被保険者証の提出は不要です。

6. 提出先

- ・高齢者支援課 事業給付グループ
受付時間 8：30～17：15（休日・年末年始を除く）
- ・各支所 市民生活課
受付時間 8：30～17：15（休日・年末年始を除く）

住所地特例適用対象者に係る届出について

(1)要支援の認定を受けた方

住所地特例適用対象者に対する介護予防支援は、住所地特例対象施設の所在する市区町村の指定する指定介護予防支援事業所が提供することになっています。要支援の住所地特例適用対象者の届出は、保険者市区町村の届出書様式に必要事項を記入し、介護保険被保険者証を添付の上、施設が所在する市区町村へ提出してください。

※届出書様式は、各市区町村によって異なりますので保険者市区町村に確認の上、提出をしてください。

(2)要介護の認定を受けた方

要介護の住所地特例適用対象者の届出は、指定居宅介護支援事業所が保険者市区町村に提出することになっています。磐田市の住所地特例施設に入所している他市区町村の被保険者については、保険者市区町村の届出書様式に必要事項を記入し、介護保険被保険者証を添付の上、保険者市区町村へ提出してください。

※届出書様式は、各市区町村によって異なりますので保険者市区町村に確認の上、提出をしてください。

7. 提出期限

原則、利用者と事業所との契約後、サービス開始日（休日の場合は直前の営業日）までに提出してください。ただし、何らかの事情でサービス開始日までに提出できない場合は、サービス開始日と同月内までに提出してください。

※それ以降に提出した場合は、提出した月の翌月以降に請求となるためご注意ください。（月遅れ請求となります。）

※「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」等を市へ届出していない間は、認定関係書類の写しの交付等は請求できませんのでご注意ください。

暫定プラン作成時の居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出方法について

- ・担当する事業所は、原則、暫定で見込んでいる介護区分に応じてサービス開始日（休日の場合は直前の営業日）までに市へ届出書を提出してください。
- ・要支援・要介護のいずれの介護区分に判定されるか判断できない場合は、必ず居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所等が相互に連携の上、暫定の「居宅介護サービス計画」及び「介護予防サービス計画」（以下「暫定プラン」という。）を作成してください。（厚生労働省平成18年4月改定関係Q&A（vol.2）問52参照）暫定プランを作成した際には、市へそれぞれの届出書を提出してください。

※例外的な取扱いとして、暫定で見込んでいる介護区分に応じて届出書を提出していたが、暫定で見込んだ介護度と認定結果が異なる介護度だった場合には、居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所等が連携して暫定プランを作成していた場合に限り、認定結果確認後、介護度に合った届出書を速やかに提出することで届出書のサービス開始日（変更の場合は変更日）を当該暫定プランに係るサービス開始日まで遡ることが可能です。

8. よくある質問

No.	質 問	回 答
1	「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」等の区分欄にある新規・変更はどのように記入すればよいか。	「新規」とは、初めて介護保険サービスを利用する方や他市町村からの転入者等（被保険者証に事業所名が印字されていない方）です。 「変更」とは、すでに契約している事業所から他の事業所へ変更する方（被保険者証に事業所名が印字されている方）です。
2	月途中で、介護度が要支援から要介護に変更となった場合の「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」の提出はどうすればよいか。	要介護認定日以降に当該月中に介護サービスの利用がある場合には、「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」を提出してください。 要介護認定日以降に当該月中に介護サービスの利用がなく、予防サービスの利用のみであった場合は、介護予防支援事業所が給付管理を行います。このとき、居宅介護支援事業所が届出を提出した場合、介護予防支援事業所が介護予防支援費を請求できなくなることから、居宅介護支援事業所は実際に介護サービスの利用を開始した日を記載した「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」を提出してください。
3	区分変更申請または更新申請を行った結果、介護区分（要支援→要支援、要介護→要介護）をまたがずに、介護度が変更になった。引き続き、同一の支援事業所がケアプランを作成することになったが届出の提出は必要か。	介護区分（要支援→要支援、要介護→要介護）をまたがずに、介護度が変更した場合、既に同一の支援事業所から「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」等が提出されていれば、改めて届出の提出は不要です。
4	継続して小規模多機能型居宅介護を利用している利用者について、介護度（要支援→要介護）に変更があった場合はどうすればよいか。	小規模多機能型居宅介護の利用者で「要支援→要介護」と介護度の区分がまたがような変更があった場合は、その都度、「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」の提出が必要です。 ※「要支援→要介護」の場合、届出書の事業所種別が変更とあるため、該当する種別を記載し提出してください。
5	過去に「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」等を提出したことのある利用者について、一旦契約は終了しているが、再度契約をした場合、再度届出の提出は必要か。	最新の被保険者証に事業所名が印字されていても「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」等の再提出が必要です。 ※事由に関わらず、一度契約が終了した利用者と再契約をした場合には、届出の再提出は必要です。
6	施設入所前に届出をしていた居宅介護支援事業所を施設退所後も利用することになったが、再度、届出の提出は必要か。	施設入所時に契約が終了し、施設退所後に再度契約をしているため、届出の提出は必要です。
7	長期入院により1月以上利用がない場合で、退院後に同じ居宅介護支援事業所を利用することになったが、改めて届出の提出は必要か。	契約が継続している場合は、改めての届出は不要です。 一旦契約を終了し、再度契約している場合には、改めて届出の提出が必要です。

No.	質 問	回 答
8	法人変更等により事業所番号が変わった場合、届出の提出は必要か。	改めて利用者全員の届出の提出が必要です。 ※事前に市へご相談ください。
9	居宅介護支援事業所が担当していた要介護者が、要支援者となり介護予防サービスに移行した場合、引き続き、同一の居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として介護予防支援を行う際は、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出は必要か。	利用するサービスが「居宅介護支援」から「介護予防支援」に変更となり、主体となる担当事業所が「居宅介護支援事業所」から「介護予防支援事業所」に変更となるため、改めて「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出が必要です。 なお、「介護予防支援」から「居宅介護支援」となる場合も同様です。
10	介護予防サービスを利用していたが、介護予防ケアマネジメントのみの利用に移行した場合、担当が介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所から地域包括支援センターに変更になった際は、変更届出の提出は必要か。	給付管理を行う事業所が変更となるため、届出の提出が必要です。
11	要支援者の担当を包括支援センターより委託を受けた。すでに「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」が提出されていた場合、再度変更届出の提出が必要か。	すでに、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」が提出されていた場合でも、委託先の変更があった場合は、法令上、届出の提出は必要とされています。 ※ただし、磐田市では「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」をもって委託先（受託の有無等）の管理を行っておらず、請求上影響がないため、現時点での届出は不要です。
12	更新申請を行った結果、要介護から要支援になったが（逆の場合もあり）、「認定開始日」と同日付で区分変更申請を行い、認定結果が更新申請前の介護度と同じ区分になった。引き続き同じ支援事業所がケアプランを作成することになったが届出の提出は必要か。	同じ介護区分でサービス利用をするため一見届出が必要ないように思えますが、区分変更を挟むため再度届出の提出が必要です。
13	「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」または「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出したいが、対象被保険者の介護保険被保険者証が手元にない場合は、どうしたらよいか。	届出には、必ず介護保険被保険者証の添付が必要です。ただし、認定申請中の場合は提出不要です。また、被保険者が紛失していた場合や介護支援専門員へ預ける事を拒否した場合など添付ができないやむを得ない理由がある場合には、窓口はその旨を申し出てください。